

「とっとり弥生の王国」PR資材デザイン作成業務委託仕様書

本仕様書は、鳥取県（以下「甲」という。）が委託する「とっとり弥生の王国」PR資材デザイン作成業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

「とっとり弥生の王国」PR資材デザイン作成業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務目的

- 県内外に「とっとり弥生の王国」をPRするための、広報・広告媒体に掲載し、使用できるロゴマーク、キャッチコピー、キービジュアルを作成する。
- (1) のロゴマーク、キャッチコピー、キービジュアルを取り入れた、県内外に「とっとり弥生の王国」をPRに効果があるポスター、パンフレット、のぼり旗、広告塔、ディスプレイスタンドのデザインを作成する。

3 とっとり弥生の王国の概要

別添資料参照

4 業務期間

契約締結日から令和7年12月15日まで

5 業務概要

ア 製作物

- 「とっとり弥生の王国」のロゴマーク、キャッチコピー、キービジュアルの制作
- 下表に示すPR資材のデザインデータ制作、納品

製作するPR資材のデザインには、上記5ア(1)により制作したロゴマーク、キャッチコピー、キービジュアルを必ず含め、写真も含めること。

種類	サイズ等の仕様	数量
① ポスター	デザインデータ作成 (想定印刷物サイズ・品質) ・B1、カラー、コート135kg ・B2、カラー、コート135kg ・A1、カラー、コート135kg	1式
② パンフレット	デザインデータ作成 (想定印刷物サイズ・品質) ・A3二つ折りA4仕上げ、 ・カラー、マットコート110kg	1式
③ のぼり旗	デザインデータ作成 (想定印刷物サイズ・品質) h1, 800×w450m、遮光スエード、両面フルカラー、周辺 ヒートカット、チチ仕立	1式
④ 広告塔の制作料 ※成果物イメージは別添 参照	デザインデータ作成 (想定印刷物サイズ・品質) h2, 000～w1, 000mm のアルミ複合板 3mm4 枚、木製ベ ース制作、蝶番加工、ディスプレイラック 2 個	1式
⑤ ディスプレイスタンド ※成果物イメージは別添 参照	デザインデータ作成 (想定印刷物サイズ・品質) w850×h2, 000mm、カラー、i-LOOK850	1式

イ デザイン制作上の留意事項

(1) 鳥取県には弥生時代の史跡等が多く存在し、妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡など全国的にも著名な遺跡が存在することから、鳥取県は「とっとり弥生の王国」として情報発信を行っている。この「とっとり弥生の王国」を今以上に県内外に発信していくために、この度統一したイメージで、PR資材のデザインを制作することにした。したがって、PR資材のデザインは、鳥取県に代表される弥生時代の遺跡である青谷上寺地遺跡（青谷かみじち史跡公園）と妻木晩田遺跡（むきばんだ史跡公園）を柱とする「とっとり弥生の王国」の魅力を象徴したものと、「とっとり」と「弥生の王国」の繋がりをポスター、パンフレットを目にした人が視覚的に理解でき、青谷上寺地遺跡（青谷かみじち史跡公園）と妻木晩田遺跡（むきばんだ史跡公園）を訪問してみたいと思ってもらえるようなデザインとすること。イラストをベースとするが、訴求力の高い写真を新規に撮影し使用することは可。

(2) パンフレットの構成内容は、2及び3の内容に合致するものとし、概ね次のとおり。

項目	内容（例）	頁数（例）
表紙	タイトル、キャッチコピー、ロゴマーク、は必ず配置。ポスターデザインをベースとすることは可。	1
史跡公園案内	「とっとり弥生の王国」の魅力を象徴して掲載。弥生の美を巡る、2千年前を体験しよう、などテーマを設定し訴求。	2
県内博物館等案内	妻木晩田遺跡、青谷上寺地遺跡以外の県内での遺跡、出土品等の展示箇所の案内	1
アクセスマップ	マップによる「とっとり弥生の王国」へのアクセス案内、問い合わせ先等	

(3) 本委託業務後に完成したデザインを元に製作するポスター、パンフレットの利用方法は次のとおり。

- ・ポスター：県内外の主要駅等での掲示、全国の博物館等文化施設等への掲示
- ・パンフレット：各文化・観光施設での配布のほか、イベントでの利用、PR資料等としての利用

6 納品期限

令和7年12月15日

7 成果物

PR資材デザインの完全版下データ（レイヤー構造を有した a i 及びPDFデータ）、及びデザインに使用したロゴマークや キービジュアル単体を表示したデータ（レイヤー構造を有した a i 及びPDFデータ）を収めたUSB、CD-R等の媒体（正副2セット）

8 成果物納品先

鳥取県地域社会振興部文化財局とっとり弥生の王国推進課（鳥取県庁本庁舎6階）

9 制作物の製作にあたって留意すべき事項

(1) デザイン原案の軽微な修正について

- ア この鳥取県公募型プロポーザルにおけるデザイン原案（以下「本制作物」という。）については、受託者選択のためのものであり、受託者決定後、甲と乙との協議によりデザイン修正が生じる可能性がある。
- イ 上記の場合の修正経費は本業務に係る委託料に含むものとする。

(2) 本業務の遂行について

本業務の遂行にあたっては、甲と随時協議・調整を行うこと。また、十分な業務経験を有する人員・体制を整え、予算及び進行管理を行うこと。

(3) 委託料について

甲は、本業務が完全に履行された場合に委託料を払う。履行されない内容がある場合、又は履行内容が企画提案書の内容と著しく異なったりした場合には、委託料の全部または一部を払わないので、あらかじめ注意すること。

(4) 再委託について

乙は再委託をしてはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し事前に甲に報告し承認を得た場合はこの限りでない。

(5) 本業務で取り扱う情報等について

- ア 乙は本業務に必要な情報や知り得た情報等について、この本業務以外の目的で使用し又は第三者に提供してはならない。
- イ 乙は本業務を行うために甲から貸与された情報等を滅失改ざん及び破損してはならない。
- ウ 本業務に使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権を侵害しないようにすること。
- エ 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。

(6) 個人情報の取扱いについて

乙は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。乙は、(4)の規定により本業務を甲の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

(7) 著作権の取扱い

- ア 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。
- イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- ウ 県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- エ 乙は、甲に対し、成果品に関する著作者人格権（公表権、同一保持権、氏名表示権）を一切行使せず、また、第三者がかかる権利を行使しないよう乙の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。
- オ 乙は、所有権及び著作権を次の(ア)(イ)に従って処理する。
 - (ア) 成果品は他者の所有権を侵すものでないこと。
 - (イ) 委託業務に関する所有権は、全て甲に帰属すること。ただし、乙が従来から権利を有していた乙固有の知識、技術に関する権利（以下「権利留保物」という。）は、乙に留保され、この場合、甲は権利留保物を非独占的に使用できる。
- カ 成果品が第三者の著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他乙の責めに期する事由により原著作物の著作者等と甲との間に紛争が生じた場合、これによって生じる一切の責任は、乙が負う。

(8) その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者(以下「従事者」という。)が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者(以下「再委託先」という。)にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、業務において利用する個人情報(業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用(以下「漏えい等」という。)の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(研修実施時における報告)

第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修

を実施し、甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄(消去を含む。以下同じ。)するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければ

ばならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報(鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。)を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。